

技管第 393 号  
令和 3 (2021) 年 1 月 8 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について (参考送付)

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う工事及び業務の今後の対応について」(令和 2 (2020) 年 5 月 15 日付け技管第 63 号) 等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 3 年 1 月 7 日に、1 都 3 県 (埼玉県、千葉県、神奈川県) を対象として、内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出されたところですが、本県につきましても、引き続き、前述の通知により工事及び業務の一時中止措置等や感染拡大防止対策について適切に対応いただくよう部内に通知しましたので、参考までに送付します。

なお、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日 (令和 2 年 12 月 24 日改訂版))」が改訂され、国土交通省より建設業者団体宛てに送付されておりますので、本ガイドラインを参考に受発注者双方において感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

栃木県県土整備部技術管理課  
技術調整担当 神山・須藤  
TEL : 028-623-2421  
FAX : 028-623-2392